

## 山口市中山間地域等直接支払集落協定推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 中山間地域等の農地の耕作放棄及び荒廃の防止を図り、農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能を保全するため支援対策である、中山間地域等直接支払制度における集落協定（以下「集落協定」という。）の締結等を円滑に推進していくため、山口市中山間地域等直接支払集落協定推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

### (協議事項等)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じて市長に意見を述べることができるものとする。

- (1) 集落協定の対象地域及び対象農地に関すること。
- (2) 集落協定の締結の促進並びに協定内容等の指導に関すること。
- (3) 中山間地域等直接支払制度の調査及び広報に関すること。
- (4) 集落協定締結のための集落における座談会等の指導に関すること。
- (5) 協定の実施状況の評価に関すること。
- (6) 山口市中山間地域等直接支払基本方針策定に関すること。
- (7) その他、中山間地域等直接支払制度に関し必要と認められる事項。

2 協議会は、中山間地域等直接支払制度に取り組む集落に対し、集落協定作成等、本制度を推進する上で必要な事項について総合的に支援していくものとする。

### (組織等)

第3条 協議会は、別紙の職にある者（以下「委員」という。）をもって組織するものとする。

2 前項に掲げる者がその職を有しなくなったときは、委員の職を失うものとする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は、山口市経済産業部農林整備課長の職にある者を、副会長は、山口市経済産業部農林政策課長の職にある者をもって充てるものとする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表するものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理するものとする。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を要請することができるものとする。

(議事及び運営)

第6条 協議会の議事運営に関し、必要な事項はこの要綱に定めるもののほか、会長が協議会に諮って定めるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、山口市経済産業部農林整備課において処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 別 紙

職 名	備 考
山口市経済産業部農林整備課長	会 長
山口市経済産業部農林政策課長	副会長
山口市徳地総合支所農林課長	
山口市阿東総合支所農林課長	
山口市小郡総合支所農林課長	
山口県山口農林水産事務所長が指名する職にある者	
山口県農業協同組合山口統括本部長が指名する職にある者	
山口県農業協同組合防府とくろ統括本部長が指名する職にある者	
対象農用地面積が最大の集落協定の代表者	